

日本共産党と成宮まり子の「青年雇用アピール」(案)

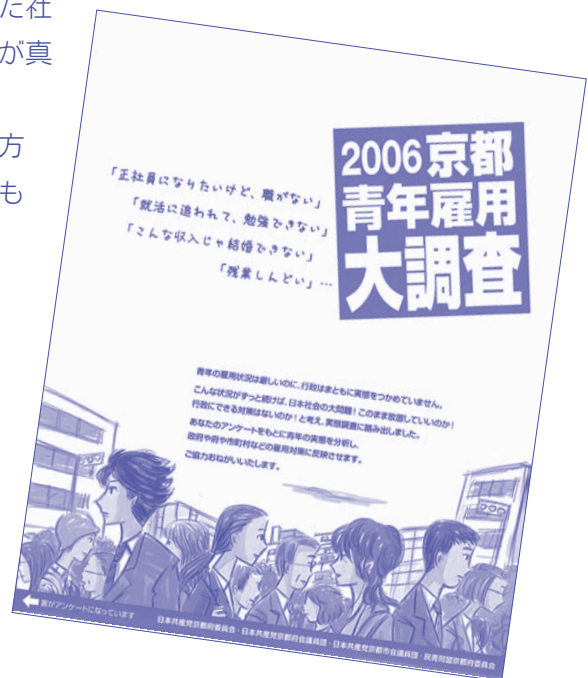
2007年1月 日本共産党 京都府委員会

青年を「使い捨て」にするような 働かせ方は許さない。 あきらめず、声をあげ、政治を動かそう

日本共産党京都府委員会は、京都府会議員団・京都市会議員団・民青同盟京都府委員会と協力し「2006京都青年雇用大調査（青年雇用アンケート）」に取り組みました。このアンケートには1000通を超える回答が寄せられ、青年を「使い捨て」にする深刻な雇用・労働実態の一端が明らかになりました。昨年11月、12月にはアンケートをもとに、厚生労働省や労働基準監督署、ハローワーク、京都府労政課へ改善を要請しました。

青年の雇用問題は、青年自身の切実な要求であるとともに、年金をはじめ社会保障制度の維持・発展、少子化問題、ものづくりや安全など技術の継承と後継者育成の問題など、京都の地域社会や経済の未来にかかわる、緊急かつ重大な社会的問題となっています。したがって今日の青年雇用をめぐる問題は、国や自治体が権限のあるなしを超えて取り組むと同時に、企業がその力に応じた社会的責任を果たすなど、政治と社会全体が真剣に取り組むべき課題です。

「青年を使い捨てにするような働かせ方は許さない」日本共産党は、国政の場でも地方政治の場でも、青年が未来に希望をもって安心して働き続けられる条件を作り出すよう、引き続き全力を尽くします。あきらめず、いっしょに声をあげ、政治を動かし、打開していくことを、みなさんに心から呼びかけます。



ーアンケートにご協力いただきありがとうございました。
みなさんの声をもとにしたアピール(案)ですー

1

青年雇用アンケートで明らかになった青年の雇用をめぐる実態

アンケートには胸が詰まるような叫びがあふれています。「労働時間がすごく長い。タダ働きの残業を2時間も3時間もするのはイヤです」(21歳・女性)、「人間を便利づかいにするなどいいたい」(23歳・アルバイト)、「正社員になって労働に見合う身分保障を受けたい、使い捨てにされたくない」(26歳・女性)、「パートやアルバイトでは何年たっても給料は上がらずボーナスはなし。先行き不安でいっぱいです」(30歳・男性)、さらに「仕事がつく1年で体重が18キロも落ちた」(28歳・男性)、「ハローワークに登録されている求人ですら、ウソがたくさん書いてあって、だまされるのが怖くて働く気になれません」……。

これらのアンケートの特徴をまとめてみました。

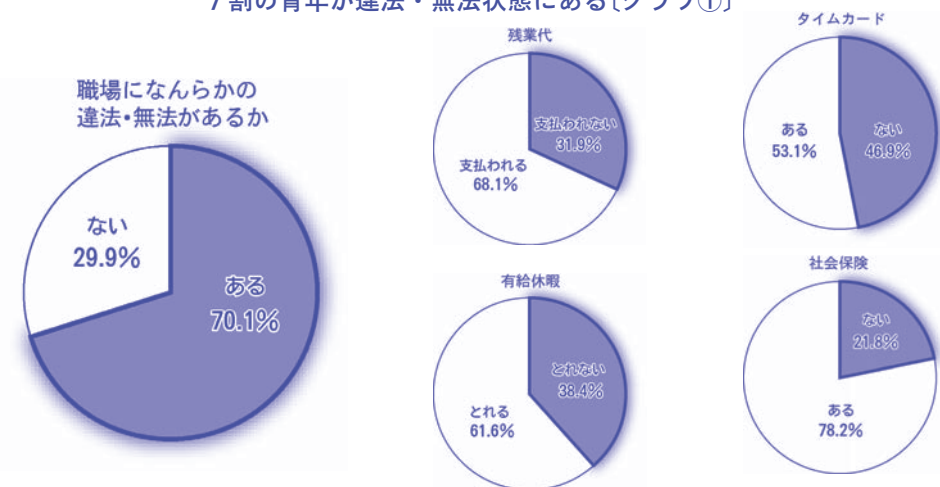
(1) 7割の青年が「職場に違法・無法状態がある」

正規、非正規など雇用形態にかかわらず、「残業代が払われない」(31.9%)、「有給休暇がとれない」(38.4%)、「タイムカードがない」(46.9%)、など、7割の青年が違法・無法な労働条件で働いていることが明らかになりました(グラフ①)。同時に、こうした働き方の解決方法を「知らない」「分からない」という青年が多数になっています。

(2) 「正社員と同じように扱ってほしい」

「もっと給料(時給)を上げて!正社員と差がありすぎ、パート扱いたいで嫌」、「同じ仕事をしている人には同じだけの給料がほしい」、「非常勤職員の待遇を改めてほしい」(24歳・女性。契約社員)など、非正規労働者から正規労働者との均等待遇を求める声が多くありました。また「バイトにも残業代を出してほしい」(21歳・女性)、「アルバイトにも社会保険などの保障を」(20歳・

7割の青年が違法・無法状態にある〔グラフ①〕



女性)との声、さらには「朝6時30分から夜11時まで働いても、月14万5千円にしかならず、生活が苦しいです。大企業の友人は9時から18時で月給47万円もらい、ボーナス158万円もらってゆったりしているのに、末端はわずか14万。17時間働いている。体がもたん」(男・契約社員)という切実な声も寄せられました。

労働実態の広がりが見られました。なかには「月200時間を超える残業をしている」と答えた青年もいました。リストラで減らされた正社員の仕事が30代や20代後半の青年労働者に重くのしかかっています。女性からの「結婚や出産、子育てしながらでも働きつづけられる環境にしてほしい」という声も少なくありません。

(3) 青年の半数がワーキングプア

約半数の青年が年収200万円以下と答えており、いわゆるワーキングプア(※)の状態におかれています。年収200万円以下の割合を雇用形態別で見ると、正社員で21.3%なのに対し、契約社員で54.1%、派遣社員で64.2%、パート・アルバイトでは92.6%と、不安定雇用にある青年のなかで働いても働いても豊かになれない低賃金の深刻さが、顕著であることが明白になりました。〔グラフ②〕

※正社員並みに働いても生活保護水準以下の収入しか得られない就業者のこと

(4) 正社員でも、青年労働者は長時間・超過密労働の状態に

正規雇用の青年の間でも低賃金、無権利状態、人員削減による長時間・超過密労働などで深刻な

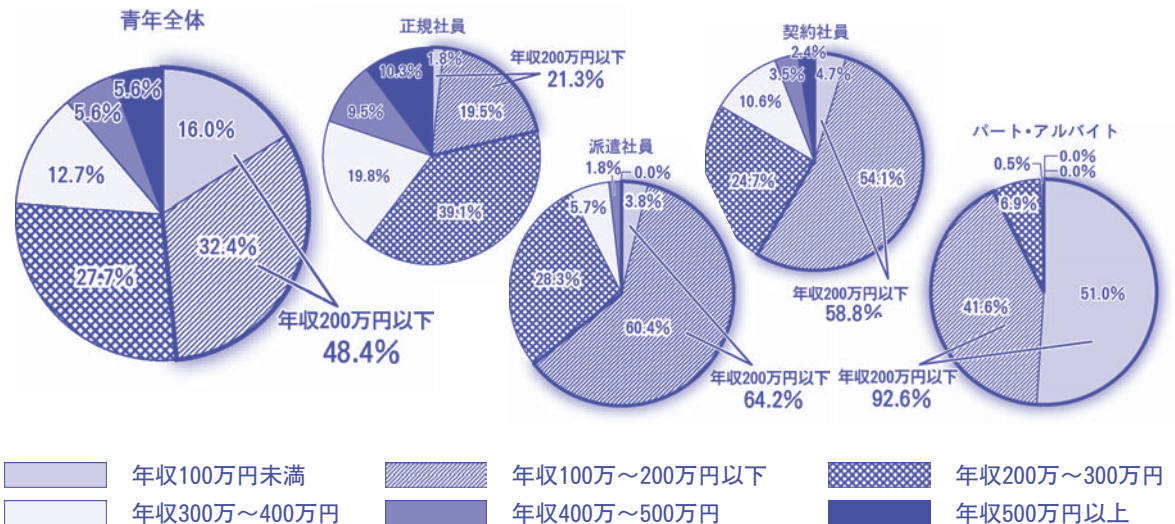
(5) 「正規雇用を増やしてほしい」が青年の共通した願い

不安定雇用の青年からはもちろん、正規雇用の青年からも「正社員を増やしてほしい」という声が強く出されています。京都府が設置した若年者就業支援センターのとりまとめでも76%が「正社員になりたい」と答えているなど、正規・非正規にかかわらず「正規雇用を増やしてほしい」が共通した声になっています。

(6) 雇用にかんする正確な情報を知らせてほしい

「男性は採用しないと言われた」「ボーナスがなかった」など、ハローワークなどで紹介される求人情報と実際の労働条件が大きく違うという声も多く寄せられています。

青年の半数が年収200万円以下〔グラフ②〕



2

青年の責任ではない。財界・大企業の利益第一主義と労働法制のあいつぐ改悪をすすめた政治にこそ責任がある

財界・大企業の雇用戦略が背景に

こうした深刻な実態になっているのはなぜでしょうか。財界や大企業は90年代後半から、人件費の総額を抑制し自らの利益を拡大するため、正規雇用を非正規雇用置き換える大規模なリストラをすすめました。95年から05年までの10年間に、正規雇用が368万人減る一方、非正規雇用は627万人増えました。この結果、労働者全体の3人に1人が、特に青年では2人に1人が不安定雇用となりました。

京都府内でも97年から02年の間に、正規雇用が8万3千人減少する一方、非正規雇用が9万1700人増加しました。雇用主としての責任を免れるための「偽装請負」も大きな社会問題となっています。

労働法制改悪を競ってきた自民・公明の政府と民主

自民党・公明党と政府は財界・大企業を後押しし、その要求にそって労働法制をあいついで改悪

しました。労働者派遣法の改悪によって、それまで禁止されていた「労働者供給事業」が少しずつ合法化され、京都では02年には180あった派遣会社が06年9月現在で683へと急増しています。

同じ立場から労働法制改悪に賛成してきたのが

民主党です。京都府議会では民主党議員が「終身雇用という考え方は時代遅れ」と発言し、「正社員化」を求める青年の願いに背を向けています。

こうして財界・大企業はバブル期を上回る空前の利益を上げています。深刻な実態の責任は青年自身にあるわけではありません。財界・大企業の要求に応じて労働法制を改悪してきた政治にこそ責任があるのです。

さらなる改悪を許さず、ルール確立こそ必要

政府・財界はさらに、ただ働きの「やらせ放題」…「自律的労働時間制度」(ホワイトカラー・エグゼンプション)の導入、労働条件の切り下げの「やり放題」…労働契約法制、解雇の「やり放題」…解雇の金銭解決制度の導入など、いっそう労働法制改悪を提案しようとしています。

「規制緩和」路線によって、社会の持続的な発展を困難にする矛盾が噴出しています。こうした路線には未来はありません。雇用と労働条件を守るルールを確立することこそ今必要なことです。

労働法制の規制緩和と各党の態度(×…反対、○…賛成)

法成立	内容	共産	自民	公明	民主	自由	社民
1999年	労働者派遣を原則自由化	×	○	○	○	○	○
同	有料職業紹介を解禁	×	○	○	○	○	○
2003年	有期雇用の上限を1年から3年へ	×	○	○	○	○	×
同	製造業務への派遣労働を解禁	×	○	○	×	×	×

3

声をあげれば、 変えることができる



労働組合に加入して 声をあげ改善

いま雇用改善を求める運動が全国で広がっています。「松下プラズマディスプレイ」や徳島県の「光洋シーリングテクノ」や「日亜化学工業」で、青年労働者が声をあげ、労働組合に加入して偽装請負を告発し、直接雇用や正社員化への道を切り開いています。

京都でも8年間も契約を更新してきた青年が、突然「雇用期間が終わった」と解雇されたのを、伏見ふれあいユニオンに加入し声を上げ、06年4月には京都地裁で解雇無効の判決を得ています。また05年につづき取り組まれた円山青年一揆（06年11月19日）には、府内各地から683人の青年が集まり、「使い捨てにしないで」「正社員になりたい」と声をあげました。地域でもネットワークづくりの運動が広がり、地域ユニオンに加入する青年が広がっています。

日本共産党は国会・ 地方議会で追及

こうした取り組みをもとに日本共産党は国会や地方議会で雇用問題をとりあげてきました。国会ではサービス残業の一扫を求め240回を超える質問で追及し、厚生労働省に2度にわたって「サービス残業解消」通達を出させました。01年4月以降全国で851億円の不払い残業代が支払われ、京都でも05年度2969人の労働者に3億1129万円、1人当たり10万円を超える残業代が労働者に支払われました（100万円以上の不払い残業代支払った企業のなかで）。

日本共産党がくり返し求めてきた「偽装請負」防止についても、06年9月に厚労省は「偽装請負の防止・解消」通達を出し、10月には大阪労働局が請負業最大手の「クリスタルグループ」の「コラボレート」に、初の事業停止命令を出しました。

さらに10月には市田忠義参議院議員の追及に、安倍首相は「ワーキングプア前提の生産は大問題」と答弁し、「（偽装請負など違反行為には）法令の厳格な適用」を約束せざるをえませんでした。

京都でも大きな一歩が

京都府は、議会での「京都府が補助金を出している誘致企業に対し正規雇用の拡大を求めよ」との追及に対し、「そんなことをすれば企業が来なくなる」と拒否していました。

ところが昨年9月の府議会で知事は「雇用補助金を正規の従業員雇用の促進に資するよう充実する」と明言し、12月には、「正規雇用の促進については、新しい条例改正に盛り込んでいきたい」と答弁。今年2月には派遣労働者の実態調査を取りまとめることにもなりました。

▼「赤旗」07年1月10日付

残業代割増分払う

▼「赤旗」06年11月11日付



4

「安定した仕事を」「人間らしく働きたい」——緊急共同要求の提案

1

青年労働者の「使い捨て」なくし、「安定雇用」の拡大を

- 国・自治体・企業の責任で不安定雇用の拡大の流れに歯止めをかけ、労働者の雇用を守ること。とりわけ正規雇用（期間の定めのない、直接雇用）を増やすために特別の対策をとること。
- 新規採用を抑制してきた企業の方針を転換し、新規学卒者などの正規雇用を拡大すること。国や自治体は、企業が雇用責任を果たすよう強く働きかけること。
- 自治体が補助金を出して誘致した企業に対し、雇用計画を提出させるとともに、直接雇用の義務を遵守させること。
- 労働局、自治体と連携して、派遣事業所や派遣先について実態を把握し、一定期間（製造業で1年）を経た労働者に直接雇用を申し込む義務を履行させる特別の対策と体制をとること。さらに正規雇用への道を開くよう企業に働きかけること。

2

長時間・超過密労働を是正する

- 1日拘束8時間、完全週休2日・週40時間を基準に、労働時間の短縮を直ちに実現すること。企業が労働時間管理を厳格に行うようさらに指導を強めるとともに、残業時間の偽装行為などを厳しく摘発すること。
- 日本には、時間外、深夜、休日の労働時間の上限を制限する法律がありません。日本共産党は、残業時間の上限を1日2時間、月20時間、年120時間にする労働基準法の改正案を提案しています。労働者個人に残業を断る自由を保障し、サービス残業は厳禁すること。
- 年次有給休暇を最低20日間とし、一定日数の連続取得と完全消化を保障すること。アルバイトやパート、派遣社員などにも、週の所定労働日数に比例して付与されることを周知すること。
- 生産や事業計画にともなう要員配置は、休日・休暇、休憩・休息時間を保障するものであること、また労災・職業病を防止し人間らしい職場環境を保障するよう指導を強めること。

3

生活できる賃金の保障を 非正規労働者への差別をなくし均等待遇を

- さまざまな形態の不安定雇用が増大していることの重大な問題の一つに、その所得の低さがあります。正社員と正社員以外とでは生涯賃金で約2倍の差があるという調査があります。このことが社会のなかの「格差」を拡大しています。政府は派遣やパートと正社員との均等待遇を法制化すること。また政府・自治体は、政府自らが示した均等待遇の指針を企業に徹底するよう当たり前の行政責任を果たすこと。
- 働く人の賃金の最低額を法律で定めていますが、これが生活保護水準よりも低いという状態を改善すること。その際、京都総評が実施した最低生計費試算などを参考にすること。全国一律最低賃金制を確立すること。
- 国や自治体が発注する契約において、必ず生活できる賃金を保障すること。伝統産業や中小企業において後継者育成などの点から、賃金保障などの施策を実施すること。

「生活できる賃金」とは？

06年度・月額・円

京都の最低賃金	120,736	京都の最低賃金・時間給686円×1日8時間×月22日で試算
京都市内の生活保護基準	126,200	単身者、20～40歳の基準で試算。生活扶助・1類40270円、2類43430円、住宅扶助・特別基準42500円
京都総評試算の最低生計費	164,895	単身、税抜き、「賃金と社会保障」06年7月上旬号より
OECD基準の貧困ライン	192,500	OECD(経済協力開発機構)。厚生省平成17年国民生活基礎調査による世帯所得中央値462万円の1/2÷12ヶ月で試算

4

職場から違法・無法を一掃せよ

- どんな雇用形態であれ、理不尽な解雇や雇い止めへの不安をなくすことが必要です。短期間の雇用契約をくり返すことは、青年を「使い捨て」にする見本のようなやり方です。政府・自治体は、無法な雇い止め、脱法的な短期・反復雇用をなくすために、労働行政の重点課題として、労働基準監督署の必要な体制の整備をはじめ実効ある措置をとること。
- 長時間労働を助長させている大きな要因となっている違法なサービス残業をきちんととりしめることが重要です。違法なサービス残業をなくせば150万人の雇用が創出できるという試算もあります。厚生労働省が出した2度の通達をすべての事業所に徹底し、実施状況を掌握すること。そのための体制をつくること。
- 偽装請負は受け入れ企業側に生じる労働安全衛生上の責任や、一定期間継続して働いた労働者を直接雇用する努力義務を避けるための身勝手な違法・脱法行為です。法令や通達の厳格な適用をすすめること。受け入れ企業が、社会的責任を果たすよう働きかけること。
- 企業が条件を充たしている労働者を社会保険に加入させないことは、その人の一生を台無しにしかねない深刻な問題です。行政は違法・脱法的な未加入を厳しく摘発すること。企業は人権と社会への最低限の社会的責任を果たすこと。
- 青年労働者にとっては、違法状態があっても、それが違法であるかどうか知らないことが多く、また違法と考えられる場合でも告発することが難しい場合が多い。それだけに人間らしく働くルールを確立・遵守させる行政の取り組みが大変重要です。法令違反を一掃するため、労働局の体制強化や自治体としても相談窓口を設け、立ち入り調査もふくめ、特別の対策をもつこと。

5

国と自治体の責任で、青年の雇用の実態をつかむとともに、雇用に関する正確な情報と労働者の権利を知らせる

- 青年の雇用実態、とりわけ派遣労働の実態について調査し、実情をつかむこと。地方自治体は、青年の雇用拡大など雇用問題に取り組む庁内体制・窓口をつくり、独自の支援策を実施すること。
- 求人情報と実際の乖離がある事態の改善のため、情報収集段階でチェックするとともに、事業所調査を徹底し権利を守らせる指導を行うこと。
- この間作成されている「青年雇用ハンドブック」などを、さらに多くの青年にいきわたる措置をとること。雇用問題での違法・無法一掃を呼びかけるポスターなどを作成し、街頭掲示板、鉄道・バスなどの広告で広く宣伝すること。さらに高校や大学など教育現場においても、労働関連諸法などを学べるよう特別の手立てをとること。

6

国や自治体の正規雇用を増やす

- 教育、保育、福祉、医療、防災など国民生活に必要な仕事、くらしを支援する仕事の分野で人手不足を解消すれば数十万から数百万人の新しい雇用が生まれます。国や自治体自らが、青年への仕事をつくること。
- 京都府北部では、農協、郵便局がつぎつぎなくなり、自治体が合併されるなかで、公的な就業の場が減少しています。公的責任の後退をいっそうすすめる「行政改革」「アウトソーシング」など公務職場のリストラ・合理化をやめ、計画的な人員採用を行うこと。
- 特に医療や福祉にかかわる職場で、働き続けられないほどの荷重労働と低賃金、非正規化がすすんでおり、国において社会保障の質の確保と雇用の観点から、報酬単価の見直し等必要な対策を行うこと。自治体はそれを補助する独自の施策を実施すること。



日本共産党は、「青年の雇用と労働の改善をめざす共同要求署名」に取り組んでいます。ぜひ御協力下さい。

ご意見・ご感想を
お待ちしております。

日本共産党京都府委員会 <http://www.jcp-kyoto.jp>
民青同盟京都府委員会 <http://dylj-kyoto.org>